

甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和7年12月25日（木） 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

| | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 森澤 良直 | 2番 落合 洋子 | 4番 宮川 俊一 | 5番 輿水 辰次 |
| 6番 芦沢 喜嗣 | 7番 小松 芳彦 | 8番 越石 和昭 | 10番 關野 登 |
| 11番 佐々木 茂隆 | 12番 西名 武洋 | 13番 渡邊 元二 | 14番 野澤 洋子 |
| 15番 長田 正実 | 16番 菊島 建 | | |

4. 欠員（2名）

3番、9番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

| | |
|-------|--------|
| 事務局長 | 白倉 修 |
| 農地係係長 | 中村 勝 |
| 係長 | 窪田 光洋 |
| 主任 | 内藤 ひとみ |
| 振興係係長 | 長澤 和利 |

6. 議 案

| | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請することについて |
| 議案第5号 | 令和8年版農作業臨時雇賃金等標準額について |

報告案件

| | |
|-------|--------------------------------|
| 報告第1号 | 山梨県農業会議への諮詢結果について |
| 報告第2号 | 競・公売適格証明願いについて（農地法第5条 市街化区域届出） |
| 報告第3号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第4号 | 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第5号 | 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第6号 | 農用地利用集積計画の解約について |

報告第7号 令和8年版甲府市賃借料情報について

午後2時00分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数19名中、欠員2名、17名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会12月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、12月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、11番の佐々木茂隆委員と12番の西名武洋委員のお2人にお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が2件ございます。2件とも3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書1ページの1番、地図は1ページの3条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受人は現在、○○と○○とともに○○m²の農地で○○、○○、○○、○○、○○を栽培しておりますが、今回、○○の所有する農地に○○する申請地の○○を○○が検討していたため、申請地を取得し、○○したいとのことであります。申請地では、○○、○○を栽培する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の○面は○○を挟んで○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受人は現在、○○で○○とともに○○m²の農地で○○、○○を栽培しておりますが、今回、○○の所有する農地に○○する申請地の○○を○○が検討していたため、申請地を取得し、○○したいとのことであります。

申請地でも、○○、○○を栽培する予定であります。

また、譲受人は農機具等も一式所有していることから問題なく営農できると考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

『 意見なし 』

ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は举手をお願いします。

『 全員賛成 』

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局 (窪田係長)

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が農地転用するものであります。今月は、1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は3ページの4条をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の○面及び○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

申請人は、申請地の○面にある○○で生活しておりますが、申請地の○○を○○年頃から許可を受けないまま○○として使用していたことから、今回、始末書の添付による申請によって是正するものであります。

申請地は、○○も合わせて、○○の○○として転用したいとのことであり、敷地は○○で仕上げ、○○は○○する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

『 意見なし 』

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

『 賛成多数 』

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第2号については決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が農地転用するものであります。今月は、5件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、4ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面は○○を挟んで○○、○面及び○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

貸人は、申請地の○面にある○○に住んでおりますが、○○が○○となることから、現在の○側にある申請地を取得し、○側の○○と併せて、○○として転用し、申請人に○○したいとのことであります。

転用後は、○○を○○し、○○は○○に設置する○○により○○させ、○○は○○により処理し、○○は○○により○○する計画であります。

続きまして議案書3ページの2番、地図は、5ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面及び○面は○○、○面は○○、○面は○○の○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

借人は、○○の○○と○○であり、現在、○○で○○に住んでおりますが、○○に伴い○○となったことから、○○である○○が住んでいる○○の○面の○○が所有する申請地を使用貸借し、○○として転用したいとのことであります。

転用後は○○を○○し、○○は○○に設置する○○で処理し、○○は○面の○○に○○されている○○に○○して○○する計画であります。

続きまして、議案書3ページの3番、地図は、6ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○でございます。

申請地の○面及び○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○で○○を営んでいる○○でありますが、現在○○を行っている○○が

〇〇となったことから、〇〇のため、申請地を取得したいとのことであります。

転用後は、〇〇を〇〇し、〇〇は、〇面、〇面に接する〇〇へ〇〇し、〇〇は〇面、〇面の〇〇に〇〇されている〇〇へ〇〇し〇〇する計画であります。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は、7ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇が〇〇する〇〇の〇〇であります。〇〇の〇〇に伴い〇〇が〇〇していることから、〇〇の申請地を取得し、〇〇に転用し、〇〇が〇〇する〇〇に〇〇したいとのことであります。

〇〇は、〇〇を〇〇し、〇〇が〇〇、〇〇が〇〇の前とし、敷地は〇〇で仕上げ、〇〇は〇〇する計画であります。

続きまして、議案書4ページの5番、地図は、8ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面及び〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇の〇〇に〇〇しております。〇〇に伴い〇〇となってきたことから、申請地を取得し、〇〇の〇〇として転用するものであります。

〇〇は〇〇に〇〇する〇〇により〇面の〇〇へ〇〇し、〇〇は、〇面の〇〇に〇〇されている〇〇へ〇〇し〇〇する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第3号につきましても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

« 賛成多数 »

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第3号については、決定いたします。なお、議案第3号のうち、1,000 m²以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 5 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書 6 ページから 13 ページまでは、11 月 9 日から 12 月 8 日までに受理しました市街化区域における農地法 5 条の競・公売適格証明願の届出、相続等の 3 条の届出、市街化区域における農地法 4 条及び 5 条の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知書等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第 4 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第 5 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 4 号の説明をさせていただきます。

議案書 14 ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における、新規設定の集計表となります。農地中間管理機構において、令和 8 年 1 月 26 日公告、2 月 1 日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区から、合計〇〇の申請がありまして、合計面積は、〇〇 m^2 でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積、118,100 m^2 に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました 47,392 m^2 で、達成率は 40 パーセントでございます。

次に、15 ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となります。今月は、〇〇、〇〇、〇〇地区より、合計〇〇の申請があり、合計面積は、〇〇 m^2 でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積、271,300 m^2 に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました 54,653 m^2 で、達成率は 20 パーセントでございます。

続きまして、16 ページから 19 ページまでが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付内容であります。20 ページから 23 ページが、借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりで

ございます。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 24 ページから 26 ページをご覧ください。

今月は、5 件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

○ (關野委員)

農地の貸借の方法が、農地中間管理機構を利用する方法に一本化になり、手続きに時間がかかる。したがって、事務局から送られる終期通知をもう少し早くいただきたいので、検討してもらえないでしょうか。

○事務局 (白倉事務局長)

農地中間管理機構を利用する方法に変わってからは正直、手続きに時間がかかるることは感じています。終期通知を早く発送できるか担当の振興係と検討したいと思います。

○事務局 (長澤係長)

今年度から業務の増加が予想されていたため、会計年度職員を 1 名増員し、手続きにかかる事務作業の強化を図っているところであります。山梨県農業振興公社も関係するところはありますが、終期通知の発送につきましては、なるべく早く対象者に届くよう検討して参ります。

○ (關野委員)

是非、通知が早く届くよう検討していただきたいと思います。

○ (柿嶋会長)

他にないようですので、採決をいたします。議案第 4 号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

« 全員同意 »

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第 4 号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、報告第 5 号につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいた

します。

次に、議案第5号「令和8年版農作業臨時雇賃金」及び、報告第7号「令和8年版甲府市賃借料情報」について、こちらも関連がありますので、一括して審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは、「議案第5号」の説明をさせていただきます。

お手元の「別冊」、1ページをご覧ください。

「令和8年版農作業臨時雇賃金等標準額」について、でございます。

こちらは、農繁期等で臨時に雇用するアルバイトの方々へ支払う賃金の目安となる額の見直しを毎年行い、総会議決後に「農業委員会だより」及び「市ホームページ」において、参考となるよう毎年公表しているものでございます。

令和8年版につきましては、甲府市に隣接する市及び町の賃金形態を調査し、また、山梨県における最低賃金を考慮する中、令和8年版農作業臨時雇賃金等標準額（案）として、提議したものでございます。

なお、令和7年との相違額につきましては、まず、表の一番上、稲作の耕起・代かきにおいて、山間地、平坦地ともに、前年より1,500円の増、こちらは、近隣市町の傾向から算出したものでございます。また、表の備考欄の上、「一般農作業」につきましては、昨年より300円の増で、こちらは、山梨県における最低賃金が、昨年は、1時間あたり988円でありましたが、最低賃金の改正により、今月より、1時間あたり64円引上げの1,052円となったことを鑑み、100円未満を切り上げ、1日あたり8,500円としたところでございます。

この2つの項目以外は、昨年と同様の額といたします。

なお、作業に係る実際の賃金につきましては、作業の内容、農地の条件、天候、地域の慣例及び燃料等の高騰などの条件を考慮した上で、当事者間で合意の上、決定していただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。

令和8年版の賃借料情報となります。

こちらは、令和7年、これまでに中間管理機構を介した貸借で、賃借料が発生している農地の10aあたりの賃借料情報となります。表中のブドウにおいて、旧中道町においては、対象データが5件未満でしたので、賃借料の計上はできませんでした。また、平均額を逸脱した貸借は除いてあります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。何かご意見・ご質問がありましたらお願ひします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、採決をいたします。

議案第 5 号「令和 8 年版農作業臨時雇賃金」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、議案第 5 号につきましては決定して参ります。

なお、報告第 6 号につきましては、報告事項ですので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして、12 月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 10 分 閉会